

## 平成22年度に実施した完了後の事後評価について

### 【公共事業関係費】

事業区分		事後評価実施箇所数				事後評価結果			
		5年以内	再事後評価	その他	計	再事後評価	改善措置	対応なし	評価手続中
河川事業	直轄事業	16			16			16	
ダム事業	直轄事業等	1			1			1	
砂防事業等	補助事業	1			1			1	
海岸事業	直轄事業	1			1			1	
合 計		19	0	0	19	0	0	19	0

(注1) 事後評価対象基準

5年以内：事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業  
 再事後評価：前回の事後評価の際、その後の時間の経過、改善措置の実施等により効果の発現が期待でき、改めて事後評価を行う必要があると判断した事業  
 その他：上記以外の理由で事後評価の実施の必要が生じた事業

(注2) 事後評価結果

再事後評価：事後評価の結果、再度事後評価の実施が必要な場合  
 改善措置：事後評価の結果、改善措置の実施が必要な場合  
 対応なし：事後評価の結果、再事後評価、改善措置が必要ない場合

(注3) 直轄事業等には、独立行政法人等施工事業を含む。

## 完了後の事後評価結果一覧

### 【公共事業関係費】

#### 【河川事業】 (直轄事業)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
雄物川上流特定構造物改築事業(大久保堰) (H13~H17) 東北地方整備局	5年以内	36	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 36億円、工期 平成13年度~平成17年度 B/C 1.2 (B: 62億円、C: 52億円) (事業の効果の発現状況) 事業の実施により、昭和62年8月洪水と同規模の洪水が発生した場合においても、家屋の浸水被害は発生しない。 大久保堰完成後に発生した平成18年12月出水とほぼ同規模であった平成3年と平成14年出水(堰改築前)を比較すると、大久保堰改築により、柳田橋の水位で80cmを超える水位低減効果を発揮している。 (事業実施による環境の変化) 改築後に行われた魚道の遡上調査では、アユ、オイカワ、ウグイ、アブラハヤ、サクラマス等の様々な魚種の遡上が確認されている。 (社会経済情勢の変化) 平成9年の国道13号湯沢横手道路の開通により、当該事業着手時までは背後資産は大きく増加していたが、事業着手後は背後資産に大きな変化はない。 (今後の事後評価の必要性) 大久保堰改築及び河道掘削により、近年発生した出水でも水位低減効果が見られるとともに、魚道の改善など、治水安全度及び河川環境の向上も図られている。 このため、大久保堰改築事業は、その効果を十分に発現しているものと判断され、今後の事後評価の必要性はないと判断する。 (改善措置の必要性) 大久保堰改築事業は、その効果を十分に発現しているものと判断され、今後の改善措置の必要性はないと判断する。なお、洪水後の河床変動状況や魚の遡上調査については、今後もモニタリングを実施していく。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特に必要はない。</p>	対応なし	東北地方整備局 河川部 河川計画課 (課長 舛田直樹)
久慈川水防災対策特定河川事業(東連地区) (H15~H17) 関東地方整備局	5年以内	6.9	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 6.9億円、工期 平成15年度~平成17年度(平成19年度一連区間完了) B/C 1.4 (B: 13億円、C: 9.0億円) (事業の効果の発現状況) 事業の実施により、昭和61年8月洪水と同程度の洪水水位が発生した場合においても、家屋の浸水被害が解消される。 (事業実施による環境の変化) 特になし。 (社会経済情勢の変化) 事業着手前後において氾濫解消エリアの人口・土地利用状況に大きな変化は見られない。 (今後の事後評価の必要性) 事業完了以降、大規模な出水は生じていないものの、外水氾濫による被害は発生していないことや、浸水シミュレーションの結果から、浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性は十分見込まれることから、今後の事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業完了以降、大規模な出水は生じていないものの、外水氾濫による被害は発生していないことや、浸水シミュレーションの結果から、浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性は十分見込まれることから、今後の改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 事後評価の結果、同種事業の計画調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要はない。</p>	対応なし	関東地方整備局 河川部 河川計画課 (課長 室永武司)

<p>信濃川下流床上浸水対策特別緊急事業（才歩川） （H14～H17） 北陸地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>147</p>	<p>（費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化） 全体事業費 147億円、工期 平成14年度～平成23年度（うち直轄事業工期 平成14年度～平成17年度） B/C 1.2（B:234億円、C:191億円） （事業の効果の発現状況） 事業効果を浸水シミュレーションにより検証した結果、甚大な浸水被害をもたらした平成12年7月15日と同程度となる1/30相当の豪雨が合った場合洪水氾濫に対して床上・床下浸水が解消される。 （事業実施による環境の変化） ・才歩川水門は逆流防止用であり、操作は、信濃川本川の水位が高く、かつ才歩川の水位が低い場合に限られる。よって、自然環境への影響は特にないものと考ええる。 ・水門の開閉には動力機関を用いないことから、騒音・振動面における影響は特にないと考ええる。また、堤防上に突出しない円弧型ローゲートを採用しているため、周辺景観を阻害しない。 （社会経済情勢の変化） ・才歩川流域では宅地造成の他、国道403号バイパスを整備中である。道路整備により才歩川流域の工業団地等の利便性は高まり、現在「本田上地区工業団地」が分譲中である。当該工業団地は才歩川に隣接しており、才歩川流域の発展のため今後とも事業の意義は大きいものとなっている。 （今後の事後評価の必要性） ・事業完了以降には水門運用に至る豪雨は発生していない。しかし、浸水シミュレーション結果から浸水被害軽減効果を含む事業の有効性を検証している。ただし、今後も豪雨発生による水門運用時には、土地利用等の変化を加味して事業効果を検証していくこととする。 （改善措置の必要性） 今後、水門運用状況を確認し、必要があれば改善処置を図っていく。 （同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性） 現在、事業評価については、事業完了5年で事後評価を実施しているが、今後も水門運用時における事業効果を検証していく。</p>	<p>対応なし</p>	<p>北陸地方整備局 河川部 河川計画課 （課長 須賀正志）</p>
<p>太田川床上浸水対策特別緊急事業（出島地区） （H15～H18） 中国地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>32</p>	<p>（費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化） 全体事業費32億円、工期 平成15年度～平成18年度 B/C 66.8（B:2,609億円、C:39億円） （事業の効果の発現状況） 事業の実施により、平成3年、平成11年と同規模の高潮が発生しても家屋の浸水被害を解消できる。 （事業実施による環境の変化） 特になし。（自然環境：埋め立てによる環境への影響は少ない。景観：良好な水辺環境を創出。） （社会経済情勢の変化） 人口、世帯数等が減少している。広島県・トルネッティス21事業及び宇品地区みなとづくりまちづくり連携事業、広島南道路等の再開発のため、一時的に減少していると考えられる。 （今後の事後評価の必要性） 事業の実施により、床上浸水被害を被った平成3年、11年と同規模の高潮が発生しても、家屋の浸水被害を防護できる高さまで高潮堤防を築堤していることから、改めて事後評価を実施する必要は無いと考える。 （改善措置の必要性） 国管理区間の高潮堤防がT.P3.4mまで完成すると共に、隣接する県管理区間の高潮堤防も一連で整備が完了し、想定した事業効果が発現されていることから、太田川床上浸水対策特別緊急事業について改善措置の必要性はないと考える。 （同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性） 特になし。</p>	<p>対応なし</p>	<p>中国地方整備局 河川部 河川計画課 （課長 柴田亮）</p>
<p>江の川上流水防災対策特定河川事業（梶矢地区） （H14～H17） 中国地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>6.1</p>	<p>（費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化） 全体事業費6.1億円、工期 平成14年度～平成17年度 B/C 1.2（B:7.4億円、C:6.2億円） （事業の効果の発現状況） 事業の実施により、戦後最大洪水である昭和47年7月洪水と同規模の洪水が発生した場合においても、家屋の浸水被害を解消できる。 （事業実施による環境の変化） 特になし。（平水位より上での事業実施であり、水面下の作業を伴わないため、河川環境には影響がない。） （社会経済情勢の変化） ・自治体は人口・世帯数は減少しているが、宅地嵩上げによる手法を用いることで、これまでと同等以上の生活基盤が維持されている。 ・事業の実施により、洪水に対する不安感が解消できているとともに、居住環境の改善が見られ、精神面・環境面の向上がみられる。 ・防災業務・防災活動を軽減しており、河川改修事業は防災活動に対して有効と感じられている。 （今後の事後評価の必要性） 既往最大洪水である昭和47年7月洪水が発生しても家屋の浸水被害を防ぐことができる高さまで住家を嵩上げしていることから、改めて事後評価を実施する必要は無いと考える。 （改善措置の必要性） 宅地嵩上げすることによって、想定した事業の効果が発現されていることから、水防災対策特定河川事業について改善措置の必要性はないと考える。 （同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性） 中山間地域の治水事業等を今後どのようにすべきか検討が必要である。</p>	<p>対応なし</p>	<p>中国地方整備局 河川部 河川計画課 （課長 柴田亮）</p>

<p>遠賀川床上浸水対策特別緊急事業 (明星寺排水ポンプ場) (H14～H17) 九州地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>56</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 56億円、工期 平成14年度～平成17年度 B/C 9.1 (B: 790億円、C: 86億円) (事業の効果の発現状況) ポンプ場整備前の平成13年6月及び平成15年7月洪水時では、多大な浸水被害が発生したものの、ポンプ場整備後の平成21年及び22年洪水では、穂波川の河道掘削による水位低減効果と相まって、大幅な被害軽減が図られており、顕著な効果の発現が確認できた。 (事業実施による環境の変化) ポンプ場の建設に際しては、消音器を設置する等、周辺住民への配慮を行っており、ポンプ場操作時の騒音に対する周辺住民からの苦情は出ていない。 (社会経済情勢の変化) 飯塚市全体の人口もほぼ横ばいであり、明星寺地区の宅地等には大きな変化は見られず、治水事業の必要性は変わっていない。 (今後の事後評価の必要性) 事業完了後の平成21年及び平成22年出水における効果発現が確認されていることから、今後の事後評価については必要無いものと考えられるが、今後の効果の発現状況や社会情勢等の変化・環境の変化については、適宜モニタリングを実施していく。 (改善措置の必要性) 今後も当初想定された効果の発現が期待され、環境への重大な影響も見受けられないことから、現時点において改善措置の必要性は無いものと考えられる。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 平成21年及び22年洪水では、穂波川の河道掘削による水位低減効果とあいまって、浸水被害が大幅に軽減されているため、当事業のモニタリングを継続実施しデータの蓄積を図るとともに、穂波川の河道の変化についてもモニタリングにより把握し、出水時における効果発現状況を確認していきたい。</p>	<p>対応なし</p>	<p>九州地方整備局 河川部 河川計画課 (課長 鈴木宏一郎)</p>
<p>大淀川床上浸水対策特別緊急事業 (姫城排水ポンプ場) (H14～H17) 九州地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>20</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 20億円、工期 平成14年度～平成17年度 B/C 7.2 (B: 188億円、C: 26億円) (事業効果の発現状況) 平成9年9月(確率1/10規模)に対して、床上浸水被害を解消し、浸水戸数も103戸から45戸と軽減される。 (事業実施による環境の変化) 水路の改変は無く、施設には消音設備を設置するなど住民への配慮を行っている。 (社会経済情勢の変化) 都城市の人口の変化についても、ほぼ横ばいと大きな社会情勢の変化等は確認されない。 (今後の事後評価の必要性) 事業完了後、効果の発現について明確に確認出来るような出水は発生していないものの、事業は当初予定どおり完了し、以後適切に維持管理もなされていること、及び、シミュレーション結果から、今後の効果発現が期待されることから、今後の事後評価については必要無いものと考えられるが、PDCAサイクルを確立するため、今後の効果の発現状況や社会情勢等の変化・環境の変化について、適宜モニタリングを実施していく。 (改善措置の必要性) 今後も当初想定された効果の発現が期待され、環境への重大な影響も見受けられないことから、現時点において改善措置の必要性は無いものと考えられる。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 当該地区に見受けられるような、排水機場の整備による背後地の宅地等開発については、排水機場の重要性を意味するものであるが、一方では被害の助長を招く一因ともなり得る。今後の同種事業の計画立案にあたっては、土地利用規制や流出抑制等の流域対策を、地域とともに並行して進めていくことが望ましい。</p>	<p>対応なし</p>	<p>九州地方整備局 河川部 河川計画課 (課長 鈴木宏一郎)</p>
<p>筑後川特定構造物改築事業(中流排水機場群高度化事業) (H13～H17) 九州地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>45</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 45億円、工期 平成13年度～平成17年度 B/C 7.2 (B: 591億円、C: 82億円) (事業の効果の発現状況) 事業完了後の平成21年7月洪水等において排水機場は確実に稼働し、当事業によって大幅な被害軽減が図られており、顕著な効果の発現が確認できた。 (事業実施による環境の変化) 事業は現上屋内で実施しており、周辺環境及び河川環境への影響はほとんど見られない。 (社会経済情勢の変化) 近年大雨の発生回数は増加しており、内水対策の必要性は増加している。また、流域内人口は大きく変わっておらず、治水事業の必要性は変わっていない。 (今後の事後評価の必要性) 事業完了後の平成21年出水等において、効果の発現が確認されていることから、今後の事後評価については必要無いものと考えているが、適宜モニタリングを実施していく。 (改善措置の必要性) 当初想定された効果の発現が期待され、環境への重大な影響も見受けられないことから、現時点において改善措置の必要性は無いものと考えられる。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 本事業は確実かつ高度な運用操作と維持管理費の削減を目的とした先駆的取り組みであったが、維持管理面では今後のデータ等の蓄積が重要であり、それらを踏まえて将来の同種事業へ活かしていきたい。</p>	<p>対応なし</p>	<p>九州地方整備局 河川部 河川計画課 (課長 鈴木宏一郎)</p>

<p>鶴川総合水系環境整備事業 (H12～H21) 北海道開発局</p>	<p>5年以内</p>	<p>12</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化)  全体事業費 12億円、工期 平成12年度～平成21年度  B/C 7.1 (B: 161億円、C: 23億円)  (事業の効果の発現状況)  ・事業区域では、水制工の設置、人工干潟の造成、サンドパイパス(北海道が実施)が実施され、河口干潟は徐々に回復の傾向にある。平成21年現在(目標年は平成35年)で、目標である20haに対し15haとなっており、順調な回復効果が見られる。また、干潟の回復にともない、シギ・チドリ類(渡り鳥)の観察種類数も増加している。  (事業実施による環境の変化)  ・自然再生事業による河口干潟の拡大に伴い渡り鳥の観測種数が増加しており、河川環境が回復されている。そのため、事業実施中および事業完了後において、自然環境の変化に関する問題および指摘等はない。  (社会経済情勢の変化)  ①関連事業との整合  ・むかわ町かわまちづくり計画  「第3次鶴川町総合計画」と「第4次穂別町総合計画」を継承した『むかわ町まちづくり計画(平成18年度～平成27年度)』において、当該事業区域及び周辺地域は、海岸域や鶴川河口干潟の保全に努めながら、海浜機能を活かした交流の機会を創出する「海浜ゾーン」として位置づけられている。  ・関連事業  持続可能な沿岸漂砂を確保するため、北海道との連携により、鶴川漁港から発生する航路浚渫土を活用したサンドパイパスを継続的に実施し、海岸侵食の防止に努めている。  ②地域開発の状況  ・むかわ町の産業の変化  鶴川河口が位置するむかわ町は自然豊かな町であり、鶴川中下流部は農耕地として明治初期からひらけ、水田、肉用牛の牧畜等が営まれるとともに、近年は「鶴川牛」、「穂別メロン」や商標登録が認められた「鶴川シヤモ」等地域ブランド化への取り組みが活発に行われている。  ・むかわ町の人口の変化  一方、むかわ町の人口は、若年層の流出や出生数より死亡数が多い自然減により、減少傾向で推移している。年齢構成別では、少子高齢化に拍車がかかっている。また、一世帯当たりの人員数も減少し続けており、核家族化が進んでいる。  ③地域の協力体制  ・当該事業の完了後も、鶴川を活動拠点としている「わくわくワーク・むかわ(平成12年8月29日発足)」が、「自然環境学習」「植樹会」「野鳥・底生生物のモニタリング」など様々な活動を展開している。鶴川においては、河口干潟の再生だけでなく、地域連携、啓発効果、エコツアー等の新たな利用形態等、多様な効果がみられており、今後も地域の活動団体等の協力を得ながらモニタリングを継続する。  (今後の事業評価の必要性)  ・事業の効果が発現しており、投資効果も確保されていることから、今後の事後評価の必要性はない。  (改善措置の必要性)  ・改善措置の必要性はない。  (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性)  ・見直しの必要性はない。</p>	<p>対応なし</p>	<p>北海道開発局  建設部  河川計画課  (課長 鎌田照章)</p>
<p>湧別川総合水系環境整備事業 (H14～H17) 北海道開発局</p>	<p>5年以内</p>	<p>1.7</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化)  全体事業費 1.7億円、工期 平成14年度～平成17年度  B/C 15.0 (B: 41億円、C: 2.7億円)  (事業の効果の発現状況)  ・事業区域では、湧別川球技場(サッカーコート)や遊歩道等が整備され、スポーツや散策等のレクリエーションの場として年間約3万人に利用されている。  ・また、地域住民のみならず、イベント時等には、近隣市町及び網走管内からの広域的な施設利用がみられる。  ・サッカー、ラグビー、散策等、地域住民のみならず近隣市町及び網走管内からの広域的な利用者がおり、多様なスポーツ・レクリエーション等の活動・交流の場として利用されている。  ・湧別川球技場では、サッカー大会、ラグビーフェスティバル等の様々なイベントが開催されている他、網走管内のサッカーリーグ戦(一般、高校生)が行われ、近隣市町及び網走管内から多数の人が訪れている。さらに、合宿等では網走管内を始めとして広域的な市町村の高校が訪れている。  (事業実施による環境の変化)  ・本業務では、事業実施中および事業完了後において、自然環境の変化に関する問題および指摘等はない。  (社会経済情勢の変化)  ①関連事業との整合  ・「遠軽町都市計画マスタープラン」において整備箇所は、スポーツゾーンとして、遠軽スポーツ公園及び湧別川河川緑地におけるサッカーコートなどの整備に加え、親水施設の整備を進め、地域のスポーツ愛好家の交流の場として機能充実を進めていくものとして位置づけられている。  ②河川等の利用状況  ・湧別川球技場では、サッカー大会、ラグビーフェスティバル等の様々なイベントが行われている他、網走管内のサッカーリーグ戦(一般、高校生)が開催され、近隣市町のみならず網走管内から多数の人が訪れている。  ③地域開発の状況  ・遠軽町の人口は、減少傾向にあるが、高齢化率は徐々に高くなっている。  ・当該事業の推進に伴い都市公園面積が増加している。  ④地域の協力体制  ・当該事業の整備とともに、河川清掃など様々な市民活動が行われており、今後も継続するよう、地域住民と河川管理者を繋ぎ多様な主体の自主的運営をリードする人材育成の支援を図り、市民等の川での社会貢献活動を支援している。また、上下流の住民及び自治体間の交流活動や森林保全活動等に対する支援を行う。  (今後の事業評価の必要性)  ・事業の効果が発現しており、投資効果も確保されていることから、今後の事後評価の必要性はない。  (改善措置の必要性)  ・改善措置の必要性はない。  (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性)  ・見直しの必要性はない。</p>	<p>対応なし</p>	<p>北海道開発局  建設部  河川計画課  (課長 鎌田照章)</p>

<p>九頭竜川河川利用推進事業 (H12～H17) 近畿地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>16</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 16億円、工期 平成12年度～平成17年度 B/C 1.0 (B: 23億円、C: 22億円) (事業の効果の発現状況) ・事業の実施により、不法係留船の係留先が確保されたことで移管が進み又、行政代執行等の撤去指導の取り組みなどにより、不法係留船は平成20年6月には一掃され、豊かで秩序ある水辺環境の実現が図られている。 (事業実施による環境の変化) ・河川事業では、直接河川環境を改変する事業はない。 ・不法係留船の一掃による、景観の変化(河口域の景観向上、河川ゴミの減少)、生活環境の変化(不法係留船所有者による迷惑駐車、騒音、ゴミ等の減少)は、不法係留船に悩まされていた沿川住民に、大きく評価されている。 (社会経済情勢の変化) ・事業実施箇所のある九頭竜川河口域の三国湊には、年間で旧三国町域人口の約4倍の観光客が訪れており、平成18年4月のボートパーク全面供用後増えており、特に県外客の伸びが大きい。 (今後の事後評価及び改善措置の必要性) ・事業効果が発現し、大きな社会情勢の変化等もなく、環境への重大な影響も見られていないことから、今後の事後評価の必要性はないものと思われる。 ・現時点において、施設の利用状況が高く、関係自治体において維持管理が適正に行われており、今後も事業実施による効果は十分に持続していくと考えられるため、改善措置は必要ないものと思われる。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し必要性) ・当該事業の事業評価手法は妥当と考えており、現時点での見直しの必要性はないものと思われる。なお、費用対効果比(B/C)を算出する手法については、CVM(仮想評価法)を採用しているが、今後も同手法による評価の実績を蓄積していくとともに、評価技術の向上等を踏まえて必要に応じ改善を図っていく。</p>	<p>対応なし</p>	<p>近畿地方整備局 河川部 河川環境課 (課長 野口隆)</p>
<p>土器川総合水系環境整備事業(土器川河川利用推進事業)(H5～H21)</p>	<p>5年以内</p>	<p>27</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 27億円、工期 平成5年度～平成21年度 B/C 2.0 (B: 80億円、C: 41億円) (事業効果の発現状況) ・高柳地区: 子どもたちの自然観察や土器川の歴史・文化等の体験学習の場として利活用されている。 ・垂水地区: 多様な生物の生息・生育空間が形成されるとともに、夕涼みコンサート等のイベント開催やホテルの幼虫放流などの環境学習等に積極的に利活用されている。 ・長尾地区: 散策やウォーキング等の日常的な利用だけでなく、広場はグランドゴルフ大会の県内大会に利用されるなど、健康づくりや憩いの場として利活用されている。 (事業実施による環境の変化) ・整備前に重要種はあまり確認されておらず、また水辺の国勢調査等の結果でも整備前に確認された種が、今も確認されているため、影響は軽微であったと評価できる。 (社会情勢の変化) ・沿川の丸亀市・まんのう町における至近20年の人口は、増加傾向で推移しており、整備効果は減退している状況にはない。 ・まんのう町の高齢化率は年々高まっており、長尾地区の高齢者福祉施設等と連携した健康増進の場や憩いの場としての機能は、社会動向に対応した整備内容となっている。 ・沿川自治体では、自然とのふれあいやレクリエーション空間の確保に力が入れられている。 (今後の事業評価の必要性及び改善措置の必要性) ・事業目的に見合った効果の発現が確認できており、今後の事後評価の必要性はない。 ・事業目的に見合った効果の発現が確認できており、大規模な改修を伴う改善措置の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性の視点) ・現時点では、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考える。</p>	<p>対応なし</p>	<p>四国地方整備局 河川部 河川計画課 (課長 石原雅規)</p>
<p>渡川総合水系環境整備事業(丸ノ内川浄化事業)(H10～H17) 四国地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>7.6</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 7.6億円、工期 平成10年度～平成17年度 B/C 1.1 (B: 13億円、C: 12億円) (事業効果の発現状況) ・導水直後のBODは8.1mg/Lとなり、導水前の平均値15mg/Lに対して、概ね45%低下し、以後、下水道の接続率の向上に伴ってBOD値は漸減しており、平成21年度には3.7mg/Lとなった。また、せせらぎ水路に浄化用水が流され、潤いのある町並み景観が形成され活用されている。 (事業実施による環境の変化) ・整備されたビオトープにおいて18～20種のトンボが安定的に確認されている。しかし、抽水植物の繁茂による水面の縮小が懸念されており、環境保全活動の継続が望まれる。 (社会経済状況の変化) ・市役所、公共施設、商店、駅など都市機能が集積するとともに、一条神社や江戸期の土佐藩藩校跡などの史跡を中心とした観光価値として利用されており多くの人が訪れる場所として重要性は変わっていない。人口は減少傾向にあり汚濁負荷量は減少する方向に変化しつつあるが、丸の内川には水源がないため、導水がなければ水質改善に結びつかない状況は変わっていない。 (今後の事後評価の必要性・及び改善措置の必要性) ・今後下水道整備事業が適切に進捗すれば目標とする水質が確保されることが想定されるなど、今後の事後評価に必要はない。 ・事業目的に見合った効果の発現が想定されることから、大規模な改修を伴う改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・現時点では、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考える。</p>	<p>対応なし</p>	<p>四国地方整備局 河川部 河川計画課 (課長 石原雅規)</p>

<p>肱川総合水系環境整備事業（肱川浄化事業） （H13～H21） 四国地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>14</p>	<p>全体事業費 14億円、工期 平成13年度～平成21年度 B/C 2.2（B：43億円、C：19億円） （事業効果の発現状況） ・肱北地区（矢落川浄化）は、水質の悪化しやすい濁水年を除くと、生々橋において目標水質（BOD2.0mg/L以下）を達成しつつある。 ・肱南地区（大洲城内濠浄化）は、濁水により、水質の改善効果が確認され、下水道整備も順調に進んでおり、将来に向けて水質改善目標が達成されると考えられる。また、町並み景観の改善、水とのふれあいの場や環境学習の場、憩いの場の提供等の効果も認められた。 （事業実施による環境の変化） ・肱北地区（矢落川浄化）の十夜ヶ橋は、四国霊場番外札所「永徳寺」と隣接し、県内外から多くの参拝客が訪れる重要な歴史文化の観光スポットでもある。このような場所の水質が改善され、参拝客の安らぐ場所となったことは、大洲市のイメージアップに大きく貢献している。 ・肱南地区（大洲城内濠浄化）は、内濠公園にあるホテルピオトープへの住民参加や地域活性化などへの波及効果が見られた。また、市内水路整備は城下町の堀や水路をイメージさせるもので、市民への町の歴史認識を深める上でも効果があり、平成21年度に施行された景観条例や景観計画策定の手続きにも好影響を与えた。 （社会経済情勢の変化） ・事業着手時点では人口の増加が予測されたが、最新の予測から旧大洲市人口は横ばいで推移すると考えられたため、今後、汚濁負荷量は増大しない見込みとなった。 ・このため、肱北地区（矢落川浄化）は、計画段階と比較して公共下水道整備の進展が遅れているが、現状の施設で目標達成の見込みである。 ・肱南地区（大洲城内濠浄化）は、下水道整備が順調に進んでおり、この状態が続けば目標水質は達成される見込みである。 （今後の事業評価の必要性及び改善措置の必要性） ・今後、下水道整備事業が適切に進捗すれば、目標とする水質が確保されることが想定されるなど、今後の事後評価の必要性はない。 ・事業目的に見合った効果の発現が想定されることから、大規模な改修を伴う改善措置の必要性はない。 （同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性） ・現時点では、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考える。</p>	<p>対応なし</p>	<p>四国地方整備局 河川部 河川計画課 （課長 石原雅規）</p>
<p>川治ダム貯水池水質保全事業 （H5～H17） 関東地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>22</p>	<p>（費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化） 全体事業費22億円、工期 平成5年度～平成17年度 B/C 1.6（B：37億円、C：22億円） （事業の効果の発現状況） 事業の実施により、出水に伴う濁水期間を短くすることが出来た。 （事業実施による環境の変化） 事業の実施により、出水に伴う濁水期間を短くすることができ、地域の景観を良好に変化させることが出来た。そのほかの環境については、魚類の種構成や鳥類についても、実施前の確認種が概ね維持されており、大きな変化はみられない。 （今後の事後評価の必要性） 本事業による、取水設備の改良及び濁水拡散防止フェンスの設置により、出水による濁水の長期化に対しては効果を発揮しており、本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の事後評価の必要はないと思われる。 （改善措置の必要性） 本事業による、取水設備の改良及び濁水拡散防止フェンスの設置により、出水による濁水の長期化に対しては効果を発揮しており、本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の改善措置の必要はないと思われる。 （同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し必要性） 事後評価の結果、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと思われる。</p>	<p>対応なし</p>	<p>関東地方整備局 河川部 河川管理課 （課長 堤盛良）</p>
<p>草木ダム水環境改善事業 （H16～H17） 関東地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>1.9</p>	<p>（費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化） 全体事業費1.9億円、工期 平成16年度～平成17年度 B/C 3.8（B：7.7億円、C：2.0億円） （事業の効果の発現状況） ダム直下流では0.329m<sup>3</sup>/Sの放流により水面幅が2倍に広がり、水量が回復した。 0.329m<sup>3</sup>/Sの放流により、ダム直下流の流れの無かった区間では、水面が連続し、平瀬や早瀬が回復した。 （事業実施による環境の変化） 付着藻類は、流れのないよどみに繁茂し視覚的に好ましくない糸状性緑藻が減少し、事業による景観改善が確認できた。 魚類については、ダム直下流地点では魚類の種類数が増加し、万年橋下流地点では魚類の個体数が増加し、事業による魚類の生息環境改善が確認できた。 （今後の事後評価の必要性） 事業の実施により、水量の回復や、魚類の種類数の増加、景観の改善が認められており、本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の事後評価の必要はないと思われる。 （改善措置の必要性） 事業の実施により、水量の回復や、魚類の種類数の増加、景観の改善が認められており、本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の改善措置の必要はないと思われる。 （同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し必要性） 事後評価の結果、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等の必要性は見られない。</p>	<p>対応なし</p>	<p>関東地方整備局 河川部 河川管理課 （課長 堤盛良）</p>

【ダム事業】  
（直轄事業等）

事業名 （事業実施期間） 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 （担当課長名）
摺上川ダム建設事業 （S57～H17） 東北地方整備局	5年以内	1,948	<p>（費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化） 全体事業費 1,948億円、工期 昭和57年度～平成17年度 B/C 1.4（B：1,493億円、C：1,076億円） （事業効果の発現状況） ・平成18年4月の管理開始以降、5回の洪水調節を行っており、下流の流量・水位を低減させる効果を発揮した。 ・平成18年12月洪水では、312m<sup>3</sup>/sの流入量のうち298m<sup>3</sup>/sを調節し、下流の飯坂温泉地区において1.83m、阿武隈川本川の伏黒地点において0.14mの水位低減効果があったと試算される。 ・平成18年度の管理開始以降、下流の基準地点において流水の正常な機能の維持のために必要な流量を満足する補給を行っている。 ・4月1日から9月30日まで、ダム下流のかんがい用水のための補給を行っている。 ・平成20年には、5月から9月の間に、63日間で11,518千m<sup>3</sup>の補給を行った。 ・福島市をはじめとする周辺3市3町に水道用水を補給しており、1日の平均取水量は約120,000m<sup>3</sup>となっている。 ・本格運用が開始した平成19年以降は、3市3町における水道用水の約9割を摺上川ダムから補給している。 ・摺上川ダム発電所における至近3年間の年間発生電力量は、約17,000MWhであり、福島県の約3,000世帯分に相当する発電を行っている。 ・水力発電により、火力発電平均と比較して約98%のCO2を削減していると試算される。 （事業実施による環境の変化） ・貯水池の生活環境項目は基準値を満足している。 ・大腸菌群数が基準を超過することがあるが、問題となる糞便性大腸菌では水浴可能なレベルにある。 ・貯水池内の全窒素が高い値を示すことがあるが、一時的なものであり長期化していない。 ・貯水池は貧栄養に相当し、アオコや淡水赤潮等の原因となる種はわずかしか確認されていない。 ・魚類では、ダム湖内でウグイ、カマツカ等が継続的に確認されるとともに、大型のヤマメやニッコウイワナも確認される一方で、ブラックバス等の魚食性外来種は確認されていない。 ・底生動物では、下流河川で湛水後にカゲロウ目・トビケラ目が大きく増加し、流入河川ではカゲロウ目・カワゲラ目が増加している。 ・鳥類では、マガモ、カルガモなどの水鳥18種が湛水後新たに確認された。 ・平常時最高水位以下の湖岸部で植生の消失および陸上昆虫類の多様性の減少が生じている。 ・平成19年～20年の間は計画堆砂量に比べ多くの堆砂がみられたが、近年は大幅に減少し収束の方向へ向かっている。 ・試験湛水中に地すべりの動きが確認されたが、押さえ盛土による対策により、その後大きな動きはなく沈静化していると判断される。 （社会経済情勢の変化） ・摺上川ダム周辺の水源地域の人口は年々減少傾向にある。 ・下流の飯坂温泉観光客数は近年大幅に減少しているが、摺上川ダム水源地域は新たな観光スポットとして地域との連携に取り組んでおり、地域の活性化に貢献していると考えられる。 ・水源地域ビジョンの6つ柱の実現に向けて取り組みを実施している。 （今後の事後評価の必要性） ・「摺上川ダム建設事業」は十分効果を発現しているものと判断され、今後の事後評価の必要性はない。 （改善措置の必要性） ・現時点では「摺上川ダム建設事業」に対する改善措置の必要性はない。 （同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等の必要性） ・見直しの必要性は特はない。</p>	対応なし	東北地方整備局 河川部 河川管理課 （課長 西條一彦）

【砂防事業等】  
（地すべり対策事業（補助））

事業名 （事業実施期間） 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 （担当課長名）
池成地区地すべり対策事業 （S47～H17） 長崎県	5年以内	13	<p>（費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化） 全体事業費 13億円、工期 昭和47年度～平成17年度 B/C 1.4（B：46.1億円、C：32.6億円） （事業の効果の発現状況） 事業概成後、人家等に被害は無く、民心安定に繋がっている。 （事業実施による環境の変化） 特になし （社会経済情勢の変化） 保全人家が212戸から189戸に減少しているが、依然として主要地方道、保育所、小学校、コミュニティセンター等重要な保全対象が存在している。 （今後の事後評価の必要性） 事業効果が発現しているため、今後の事後評価の必要はない。 （改善措置の必要性） 改善措置の必要性はない。 （同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等の必要性） 見直しの必要はない。</p>	対応なし	長崎県土木部 砂防課 （課長 松永守）

【海岸事業】  
(直轄事業)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
有明海岸直轄海岸 保全施設整備事業 (S35~H19) 九州地方整備局	5年以内	932	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化)            全体事業費 932億円、工期 昭和35年度～平成19年度            B/C 2.5 (B: 9,634億円、C: 3,805億円)            (事業の効果の発現状況)            事業完了後(H20.3)、H22.8.10～11に台風4号が有明海岸付近を通過するが、浸水被害は発生していない。なお、事業完了後、計画規模相当の高潮が発生していないため、シミュレーションにより整備効果を確認した。            (事業実施による環境の変化)            海岸堤防整備に際して、堤防付近に生育していたシチメンソウ(塩生植物)の影響が懸念されていたが、事業実施に際しては地域住民と一緒に移植・保全がなされ、環境への影響は特になくとも考えられる。また、事業完了後に地域住民にアンケートを行った結果、「景観」「生態系」への評価については、とても良くなった、やや良くなったが約60%の回答を得ている。            (社会経済情勢の変化)            【人口の変化】有明海岸堤防整備事業によって防護される背後地の人口推移は横ばい傾向である。            【土地利用の変化】背後地の土地利用状況については、田畑面積が減少する一方、宅地面積が増加傾向を示している。            (今後の事後評価の必要性)            事業が完了した平成20年以降に計画規模相当の台風は発生していないが、氾濫シミュレーション結果より、当事業による大幅な浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性は十分見込まれる。平成21年3月をもって、管理者である佐賀県への引き渡しを完了しており今回評価をもって事後評価を完了したいと考えている。            (改善措置の必要性)            現時点における改善措置の必要性は見受けられない。            現在、管理者である佐賀県によって維持管理が行われている。            (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性)            事業完了後における事業効果について確認できることから、同種事業についても同じ手法を用いて評価を行いたいと考えている。</p>	対応なし	九州地方整備局 河川部 河川計画課 (課長 鈴木 宏 一郎)